

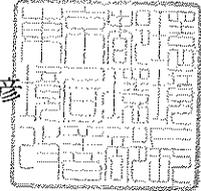


27環改大第267号  
平成27年6月30日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

東京都環境局環境改善部長

木村 尊彦



解体等工事における法令遵守の周知について（依頼）

日頃より、東京都の大气行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、都営アパートの改修工事において、大气汚染の防止に関する法律（昭和43年6月10日法律第97号。以下「大气汚染防止法」という。）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に規定する除去等作業の実施に関する届出をせずに、不適正にアスベストが除去されたことが判明いたしました。

また、改正法及び改正条例施行後1年が経過しますが、解体等工事現場への立入検査において、大气汚染防止法に規定されたアスベストの事前調査やその結果の掲示の不備がある現場が散見されています。

周知のとおり、アスベストは、その粉じんを吸入することにより、人体へ重大な健康被害が生ずるおそれのあるものであり、都民のみならず労働者の健康と安全衛生上の観点から適切な除去等作業が求められております。

つきましては、貴団体におかれましては、下記の事項について、改めて会員各位に周知し、アスベストの適正除去等作業を確実に実施していただくようよろしくお願いいたします。

記

- 1 すべての解体等（改造・補修を含む）工事前に、大气汚染防止法に定められたアスベストの事前調査を実施すること。
- 2 アスベストの有無にかかわらず、アスベストの事前調査結果を発注者に書面で報告すること。
- 3 アスベストの有無にかかわらず、アスベストの事前調査結果を解体等工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- 4 アスベストの使用が確認された場合は、大气汚染防止法及び環境確保条例に規定する作業基準等に従い適正に除去等作業を実施すること。（作業基準等については、別紙参照。）

【問合せ先】

東京都環境局環境改善部

大气保全課大气係

電話 03-5388-3493